

ます。) は、別記23に定める電気通信事業者（平成15年7月24日法律第125号による改正前の事業法において、第1種電気通信事業者としての許可を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記23に定める利用契約を締結したこととなります。

ただし、第1種契約者等からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した第1種契約者等は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その第1種契約者等が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

#### （承諾の限界）

**第68条** 当社は、契約者又はデジタル公衆電話の利用者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### （利用に係る契約者の義務）

**第69条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていたことがあります。

#### （契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

**第70条** 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

#### （技術的事項及び技術資料の閲覧）

**第71条** 総合デジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する当社の事業所において、総合デジタル通信サービスを利用するうえで参考となる別記24の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### （契約者の氏名等の通知）

**第72条** 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者回線番号等をその協定事業者に通知することができます。

2 当社は、契約者回線から相互接続通信を行う場合に、その契約者回線の契約者回線

**別表 総合ディジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項**

1 物理的条件及び相互接続回路の条件

(1) 第1種総合ディジタル通信サービス（基本インターフェース）

項目	内 容	
	当社が回線接続装置を提供しない場合	当社が回線接続装置を提供する場合
物理的条件	2線式インターフェース	8ピンコネクタ（ISO標準IS8877準拠）又はネジ止め（注1）（注2）
相互接続回路	TTC標準JT-G961準拠	TTC標準JT-I430準拠

（注1）回線接続装置と屋内配線との接続における物理的条件である。

（注2）回線接続装置以外の端末機器と屋内配線との接続は8ピンコネクタ（ISO標準IS8877準拠）とする。

(2) 第2種総合ディジタル通信サービス（1次群速度インターフェース）

項目	内 容			当社が回線接続装置を提供する場合	
	当社が回線接続装置を提供しない場合	配線設備を提供しない場合	配線設備を提供する場合		
物理的条件	コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) 又は 2心光ファイバコネクタ（注1） ケーブル SM型光ファイバケーブル (JIS規格C6835の SSMA10/125準拠)	コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	8ピンコネクタ (ISO標準IS10173準拠) 又は ネジ止め (注2)	
相互接続回路	伝送速度	符号形式	使用 中心 波長	光出力 (平均値)	TTC標準 JT-I431準拠
	1544kbit/s	CMI符号	1.31 $\mu$ m	-7dBm 以下	

（注1）2心式ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・光学的結合方式 : バットジョイント方式
- ・機械的結合方式 : プラグ（接栓）－アダプターブラグ方式
- ・光ファイバ整列方式 : フェルールに形成した2個のガイドピン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式

のものである。

(注2) 回線接続装置と屋内配線との接続における物理的条件である。

(3) ディジタル公衆電話サービス

項目	内容	
	デジタル端末接続口	アナログ端末接続口
物理的条件 (注)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 又は 赤外線 (TTC標準JF-IR001.10 の内115.2kbit/sまでに準拠)	6ピンコネクタ (昭和60年郵政省告示第399号)
相互接続回路	8ピンコネクタの場合 TTC標準JT-I430準拠 赤外線の場合 TTC標準JF-IR002.20、 TTC標準JF-IR003.10、 TTC標準JF-IR004.10、 TTC標準JF-IR005.10、 に準拠	

(注) ディジタル公衆電話機と端末機器との接続における物理的条件である。

2 通信用電力の供給条件

(1) 第1種総合ディジタル通信サービス（基本インターフェース）

規定項目	規定内容	規定条件
当社が回線接続装置を提供しない場合	給電電流 39mA±10%	電気通信回線設備と回線接続装置の接続点において
	給電電圧 最大 63V	
当社が回線接続装置を提供する場合	給電電力 最大 420mW	回線接続装置と回線接続装置以外の端末機器の接続点において
	給電電圧 40V +5% -15%	

(2) 第2種総合ディジタル通信サービス（1次群速度インターフェース）

事業用電気通信設備からは電力を供給しません。

(3) ディジタル公衆電話サービスのデジタル端末接続口

① 8ピンコネクタの場合

規定項目	規定内容	規定条件
給電電力	最大 420mW	
給電電圧	40V +5% -15%	デジタル端末接続口において

② 赤外線の場合

事業用電気通信設備からは電力を供給しません。